

溶姫の加賀下向と金沢城

石 野 友 康

はじめに

文久2年(1862)、幕府の文久改革で参勤交代の制度が緩和された。藩主の隔年の在府義務については、三年毎となり、大名正室に関しても「此表ニ差置候妻子之義八。国邑江引取候共。勝手次第可被致候。」⁽¹⁾とあるように、江戸・国許どちらの居住も自由とされた。いうまでもなく、参勤交代の制度は、大名に対する足かせであり、財政的負担を強いるものであったから、諸藩では、歓迎をもって受け入れたという⁽²⁾。この達しののち、正室の領国下向も行われ、加賀藩前田家では、13代藩主前田斉泰の正室溶姫が加賀に下向した。しかしながら、参勤交代制度を緩和するということは、それ自体幕府権力の弱体化を示すものであり、従来の幕府と藩の関係に否応なく変化をもたらす契機にもなった。あわせて、諸藩の立場からみれば、藩主正室の御国入りは、藩初を除きかつてない出来事ことであった。加賀藩でも3代藩主前田利常の正室珠姫が入輿して以来じつに260年ぶりのことであった。將軍家に出自をもった正室の加賀下向ともなれば、藩内では、それ相応の対応も必要になるし、受け入れには十分な準備も求められたであろう。

この文久3年の溶姫加賀下向をめぐるのは、郷土史家野村昭子氏による概説的なスケッチはあるが⁽³⁾それ以外、『石川県史』などでもあまり詳細には触れられておらず、したがって藩政史の中に十分位置づけられていないというのが実情である。

加賀下向により、金沢での溶姫の御座所は、金沢城二ノ丸御殿の広式と定められ、入部に際して「御守殿」と称するよう触れられた。現在金沢城調査研究所で進めている、金沢城の調査研究事業のなかでも、この溶姫下向が城の変遷を語るうえで、きわめて重要なできごとであるとの認識を示しながらも、具体相の解明は課題となっていた。そこで、小稿では、溶姫下向の経緯とともに、今回確認し得た斉泰の「御親翰」や藩士たちの記録を通して、金沢城の「御守殿」について理解を深めていきたい。

1. 溶姫の加賀下向

(1) 溶姫について

溶姫は、子福者として知られた11代將軍徳川家斉の娘として文化10年(1813)3月27日江戸城で誕生した。生母は側室、小納戸頭取中野清茂(播磨守)の養女(実父は内藤造酒允就相)美代である。同年4月「溶姫」と名づけられた彼女は⁽⁴⁾、文化14年に家斉正室近衛氏(島津重豪娘、近衛経熙養女)の養女となり、文政6年(1823)4月に加賀藩13代藩主前田斉泰との縁組みの命をうけ、4年後の同年11月27日、15歳で江戸の本郷邸に入輿した。輿入れに際し、加賀藩側で建立したのが、御守殿門、すなわち東京大学の赤門であった。そして、この年の12月7日には、「姫君様」と称することが触れられ、「御名同字御唱」があれば改めるよう、御用番から命ぜられた⁽⁵⁾。

江戸後期においても、將軍家と前田家は、近い血縁関係を保った。13代將軍徳川家定は、12代將軍家慶の子であり、すなわち家定と溶姫は叔母・甥の関係であった。また、家定の最初の正室は、鷹司政熙の娘任子で、加賀藩12代藩主斉広の正室真龍院とは姉妹であった。さらに、溶姫加賀下向時の將軍は徳川家茂であったが、家茂の実父紀州藩主徳川斉順(はじめ清水徳川家へ養子)は、徳川家斉の子で、養子に入った人物である。斉順の後を継いだのがその弟斉彊で、家茂は、この斉彊の養子と

なって、紀州藩主となっているから、実父・養父とも溶姫とは母は違えども兄弟であり、家茂にとって溶姫は、実の叔母であった。したがって、14代藩主慶寧と家茂は、慶寧の方が16歳年上の従兄弟同士ということになる。

江戸生まれ、江戸育ち、江戸での婚姻という溶姫にとって大きな節目となったのは、文久2年のことであった。この年の改革で、溶姫は、はじめて金沢へ赴くことになり、翌3年4月に加賀へと下向した。翌年江戸に戻るが、慶応3年(1867)の大政奉還、王政復古の大号令を経て、徳川氏は朝敵となったことから、前田家では、徳川氏出身の溶姫を帰国させることにし、溶姫は明治元年3月、再び金沢へ赴くことになった。今度は二ノ丸御殿ではなく金谷御殿の広式に入り、大御前と称することになったが、心労がたたってか2ヶ月後の5月朔日、失意のうちに56歳で没した。やはり彼女も歴史の流れに翻弄された人物であったといえるであろう。なお、溶姫には、斉泰との間に、慶寧(加賀藩主14代)、釣次郎(早世)、慶栄(鳥取藩主)の男子3名があったことが知られている。

(2) 下向の経緯

溶姫下向のきっかけとなったのは、文久2年(1862)9月2日のことであった。「今度諸大名参勤・御暇之割御改革等之儀」⁽⁶⁾によって、幕府が参勤交代の緩和政策を打ち出したのを受け、姫君様(溶姫)とともに若御前(慶寧室、通姫、久我建通娘、鷹司政通養女)・初姫(斉泰娘)・筑前守(慶寧)を国許へ「御引取」ることになった。同月7日には溶姫を迎えるため年寄の長連恭(大隅守)を江戸に派遣するなど、金沢への下向の準備を急いだ。斉泰としては、溶姫を最初に下国させるつもりであったが⁽⁷⁾、公方や兄弟方・大奥に挨拶もしていないとして、江戸を離れることにためらいをみせていた。

一方の慶寧・若御前・初姫の方は、きわめて迅速な行動で、溶姫にさきだち9月29日に江戸を発して帰国の途につき、慶寧は、10月11日、若御前・初姫は、10月19日に金沢に到着し、金谷御殿・金谷広式にそれぞれはいった(「見聞袋群斗記草稿」では、初姫は二ノ丸広式に入ったとする)。

溶姫が実際に江戸を出立したのは、約半年後の翌3年4月3日であった。実際に溶姫がいつ江戸を発するかについては、周囲にも分からなかったようで、慶寧附の藩士藤田安定(求馬、2000石)は、3月になっても溶姫が動きをみせなかったからか、いつ発興しても良いように金沢城二ノ丸御殿の広式の普請を急ぐよう赤井伝兵衛(赤井伝右衛門の誤りか)に伝えたという⁽⁸⁾。

なかなか江戸を動こうとしなかった溶姫が金沢へ赴かざるをえなくなったのは、文久3年3月4日に英国船渡来の情報が到来したことにあった。

文久2年、薩摩の島津久光が江戸からの道中に起こした、いわゆる生麦事件の報復として、三ヶ条の要求をもって英国の軍艦数艘が神奈川表に渡来したのである。これに対し、幕府はこれを拒否する見込みで、兵端を開くという心配もあり、このことが、溶姫が金沢へ移る直接的な原因であったようである。江戸にあった家老横山政和^{まさとも}は、早急に国許に移るよう進言し、溶姫は、4月3日江戸を発った。供には政和も同行し、板橋の下屋敷を経て大宮、小諸、善光寺、柏原、高田、糸魚川、魚津、高岡などを通して24日に加賀国河北郡津幡に到着、翌25日に金沢へ到着というルートを通ったが、このルートは、藩主の参勤交代のルートと同様であり、それと比較すると、道中不慣れな女性ということもあってか、かなりゆっくりとした旅程であった。畑尚子氏によれば、溶姫は多くの供を従えており、その行列は参勤交代を彷彿するものであったと指摘されている⁽⁹⁾。しかし、道中は決して安穩ではなかった。

文久3年5月11日に攘夷決行などという不安な情勢もあったから、「今度攘夷御決定二相成可申哉二付、姫君様儀 御発興仰出候所、御道中深く御案事奉申上」⁽¹⁰⁾と、溶姫の道中はかなり案じられる

ものであった。

ところで、この下国に際し、溶姫は、幕府より借銀をしている。もともと溶姫へは幕府より合力金として3000両、合力米として500俵が支給されており、国許に移るにあたって保証されていた⁽¹¹⁾。下国に際しては、加えて幕府より金35000両の借金を申し込み、領分返納米をもってこれを賄い、浅草の御蔵まで返済することになった⁽¹²⁾。

加賀国にはいった溶姫は、河北郡津幡より、浅野川を越え、4月25日金沢城内へ入った。入城に関しては、加賀藩側の史料では次のように書かれている。一部を抄出してみよう。

〔史料1〕

(四月)廿五日 ^(快晴) 同

御守殿様御機嫌克昼後御着、自分屋敷横御通、三之丸より土橋の方へ御出、二御丸 御広式へ御入也、御供者横山蔵人殿也、公儀衆八人計も御付[]由、

(金沢大学附属図書館蔵「(成瀬正居)日記」26、金沢大学資料館デジタルアーカイブ「成瀬日記」18による)

〔史料2〕

去年公辺御改革、諸侯方御広式向、御国元御住居之儀、被 仰出候、溶姫君様四月三日、江戸表御発輿、同二十五日金沢江着輿、河北御門ヨリ御入、御堀端通り、二之御丸御広式江 御着ナリ、同日ヨリ御座所向、都而御守殿と相唱、是迄之二之御丸御広式八中奥ト相唱可申旨、被 仰出、同日ヨリ御附御用人波多野鍋之助等一人・御用達岡村金之助等一人・御侍大岡英次郎等之内、一人同所二昼夜 勤番相勤、外御医者一人・中奥詰之医者打込、昼夜相詰ルナリ、(加越能文庫「見聞袋群斗記草稿」2)

〔史料1〕は、藩士成瀬正居(通称は主税)の日記である。正居は、2500石取りの人持組の士で、金沢市立玉川図書館に所蔵される「先祖由緒井一類附帳」によれば、定火消、壮猶館御用、寺社奉行などを歴任している。溶姫は、殿町(現在の金沢市大手町・尾張町辺)にあった正居の屋敷の横を通して尾坂門から城内に入り、三ノ丸から土橋の方へ進み、二ノ丸広式へ到着したとする。供は横山蔵人(=政和)と公儀衆8人ほどであったと記している。〔史料2〕は、旧藩士赤井直喜(伝右衛門)の明治20年代の覚書「見聞袋群斗記草稿」である。『加賀藩史料』では、「見聞袋群斗記」を出典として収載されるケースが多いが、その草稿であろうか。『加能郷土辞彙』や玉川図書館蔵の「先祖由緒井一類附帳」によれば、著者の赤井直喜は、文政5年に祖父平左衛門の後を受けて幼少で家督を継ぎ、御馬廻から、同7年に300石を得て大小将・御住居御用達等を歴任、文久2年9月には溶姫の「御待請御用主附」となり、翌3年2月に「当分 御守殿御用兼帯」となったとしている。元治元年には武田耕雲斎西上の際出陣功があったとも記され、明治21年で79歳、尚存命であったという。すなわち、「見聞袋群斗記草稿」は、自らの体験をもとに後年書かれたものであることが確認できる。この記述をみると、溶姫が4月3日江戸を立ち、同月25日に金沢に着いていること、城内へは、河北門から、堀端を通して二ノ丸広式にいたっていること、この日以来、溶姫の御座所向をすべて、「御守殿」と称し、これまでの御広式を「中奥」と称するよう仰せがあったこと、溶姫付には、御用人波多野鍋之助、御用達には岡村金之助、侍として大岡英次郎があり(管見の限り加賀藩側の史料では確認できない)、昼夜勤番にあたっていたといい、このほか医者1人、中奥詰医者1人も詰めていたという。新丸から河北門を通して、橋爪門を通らず、右折して堀端を通り、広式に入ったとする城内ルートについては、「御城内御行列御供人御落ケ所絵図面」⁽¹³⁾などでも確認することができる。の「御守殿」を称した時期については明かに誤りであり、後述のように、すでに3月22日の段階で溶姫御座

所向等を御守殿と称する旨触れられている。

また、「二之御丸御広式」を「御中奥」と呼称したことについては他に確認できず、いまは、この記述にしたがっておきたい。

（３）溶姫御附の人々

溶姫の加賀下向に際しては、御用人はじめ、女性達が付き従った。畑尚子氏によれば、幕府側からの史料より、溶姫には49名の女性の御附の人々があったといい⁽¹⁴⁾、いずれも幕臣の子女であったという。これについては、溶姫が江戸より加賀に赴く際同行した、前掲横山政和（10000石）も詳細な記録を残している⁽¹⁵⁾。

この横山の記録によれば、御用人石尾秀四郎・波多野鍋之助のほか御ヒ御医師津軽良春院ら10名の男性役人や医師、そして女性は、上藤年寄岩倉はじめ、年寄浜山や磯山以下55名の女性達が記されている（巻末の表参照）。幕府の側からの史料を出典として作成された畑氏のリストとは人数の面、人名の面で若干の齟齬があるが、いずれにしても計60名ほどは付き従っていることになり、女性のうち全員とは限らないが、このうちの多くは、新たにしつらえた、広式に居住することになったはずである。言い換えるならば、そうした人々の生活空間も必要で、スペース確保も大変であった。

なお、溶姫の下国にさいしては、加賀藩士も同行している。表は、横山が記しているリストであるが、そこには80人以上の加賀藩士も確認できる。

２ 金沢城二ノ丸御殿の「御守殿」

（１）溶姫の「御守殿」

次に本題となる「御守殿」について話題を移したい。

金沢城の二ノ丸御殿はその機能面から、表向、御居間廻、奥向の三つに分かれており、このうち、奥向は御広式と称して女性達の生活空間であった。藩主側室や生母、幼少期の子女もここに住むケースがあった。一段低いところには部屋方が設けられ、側室らに仕える女性達の住居となっていた。安政元年からは真龍院（隆子、鷹司氏）が二ノ丸御殿に居住したが、溶姫が入部することになったから、二ノ丸を出てあらたに御座所を新たに築くことになった。普請出来まで一端金谷広式に逗留することに決したが⁽¹⁶⁾、その２日後の22日には、あらためて溶姫御座所を「御守殿」と称することが周知された⁽¹⁷⁾。ところで、江戸本郷邸の溶姫御座所は、彼女の入奥以降「御住居」と称していたが、安政３年になって「御守殿」と改称した。御守殿とは、將軍の娘で三位以上のものに嫁したものを御守殿といい、四位以下の者に嫁したものを御住居と称した⁽¹⁸⁾。

斉泰の任官をみていくと、文政５年10月４日に元服した斉泰は、正四位下左近衛権少将兼若狭守に叙任したのを皮切りに、家督相続直後の同年12月16日に左近衛権中将、天保２年12月朔日に参議（中将もとのごとし）、同10年12月朔日従三位に叙任した。ついで安政２年12月15日に権中納言、元治元年５月13日に正三位、明治維新後の明治13年に従二位、同17年に正二位と昇進している。

江戸の溶姫の住まいを御守殿と称することになったのは、斉泰の権中納言任官後の安政３年２月２日のことであった⁽¹⁹⁾。畑尚子氏は、「御守殿」と称することについて、『加賀藩史料』にみえる「御前御官位に拘り候儀に而者無之」（「御用方手留」）や「今度御任官に付御名目替り候訳に而は無之趣」（「御家老方手留」）などとの記述により斉泰の権中納言任官とは関係なかったと指摘する⁽²⁰⁾。しかし、藩年寄奥村栄通は、「然処右御名目御改之儀、御奥通り御内々被仰立候趣も有之、御表よりも猶又聞番を以阿部伊勢守殿江被仰入候趣も有之候処、別紙申達候通、以来御守殿与相唱候様被仰渡

候」⁽²¹⁾ともししており、実際には、「御奥通り」で中納言任官を契機として「御守殿」へ改称する機運がとくに高まりをみせ、表向より老中阿部正弘へ申し入れ実現したものであった。

（２）「御守殿」の普請と溶姫の暮らしぶり

それでは金沢城の「御守殿」や溶姫につき従った女性達の生活空間の普請はどのように進められ、実際の生活ぶりはどうだったのでしょうか。

まずは、普請の進捗である。前掲赤井伝右衛門は「見聞袋群斗記草稿」とは別に「赤井直喜手扣」⁽²²⁾を残しているが、そこには「同年（石野註 文久２年）九月三日姫君様御容子次第御国江被為入候二付、御待請御用主付被 仰付、同日右二付二御丸御広式御口向等御普請二付、右御用主付被 仰付、同日真龍院様御住居替之御模様有之二付、御用主付被 仰付」などとあって 溶姫の「御待請御用主付」になるとともに、「二ノ御丸御広式御口向等御普請」の御用主付に任じられたという。

また、文久２年、棟梁役（大工）であった２７歳の正田源六は「二ノ御丸御広式御式台廻り御建替主付被 仰付」られたといい⁽²³⁾、これは、年代的にみて、溶姫の入国に関わるものであるとみて差し支えないから、広式の「式台廻り」の普請も並行して行われた。文久３年４月23日に「御先着之御用達衆見分」を行ったというから⁽²⁴⁾、加賀下国が決定してから半年余りで「御守殿」が形となり、溶姫の受け入れ体制がととのえられたことになる。しかしながら、大がかりな普請の状況を伺わせるような史料が他にみられないことなどを考えあわせると、おそらくは、従来の間取りをベースに若干手を加えた程度であったのではないか。

つぎに、御守殿を含め、溶姫在国中の奥向きの具体的な状況についてであるが、これもあまり史料には出てこないの、分からないことも多いが、次の記述は、溶姫在国中の部屋の機能がわかる珍しい例である。

一、姫君様御用有之候間、加判之年寄中并蔵人、御守殿江罷出候様申来候処、加判之年寄中余り人少二付、加判不残罷出候義二御用人心得を以御守殿江申込、退出より大隅守・弾番・蔵人・図書・将監・帯刀、御守殿江罷出候処、御広間代り御対面所御下段二おゐて、老女衆対談、大谷木安左衛門儀表使女中待座之事、

（加越能文庫「諸事留帳」元治元年５月24日条）

前掲「諸事留帳」は横山政和の日記で、加判の年寄中と政和（蔵人）が溶姫に呼ばれたが、加判の年寄中があまりに少ないことから、溶姫付御用人の才覚ですべての加判が残らず出るようになった。なぜ呼ばれたのかなど具体的な内容について記されていないが、退出して、年寄長連恭（大隅守）・前田孝敬（弾番）、人持組横山政和・本多政醇（図書）・青山恵次（将監）・大音厚義（帯刀）が再度「御守殿」へ出て、「御広間代り御対面所下段」で溶姫附の「老女衆」と対談したという。「御広間代り御対面所」とは、御広間の代替としての御対面所の意であり、重臣たちと老女衆との対談の場として用いられていたことがわかる。ここで溶姫付大谷木安左衛門（詳細は不明）、表使女中が待ち構えていたという。「御広間代り御対面所」という文言でもわかるように、「対面所」が溶姫の「御広間」として機能していたことがわかる。

なお、溶姫の金沢での生活については、あまり史料上確認はできていない。能登宝達村産の葛を「姫君様御膳御用」として調達した記事があるのは興味深いと言える⁽²⁵⁾。ほかには、元治元年３月19日に白山参詣したことは、「見聞袋群斗記」「寺社方御用日記」などにも採られていて⁽²⁶⁾彼女の動きは確認できるが、そのほか城内で溶姫から重臣へ拝領物があったとの記事はあるものの、それ以外特筆すべき内容は諸記録にはみられない。いわば、在国中の溶姫は、基本的に城内「御守殿」にとどまっております、時代の趨勢を静かに見守っていたということになる。近隣を遊行した真龍院とは対照的に、

庶民からは基本的に見えない存在であったということになる。

（３）２つの斉泰「御親翰」

①「御親翰」の内容

金沢城の二ノ丸御殿に「御守殿」を設けることについて、藩主斉泰の考えが伺える興味深い２つの「御親翰」が、八家である奥村栄通の記録のなかにみえるので、かなり長文ではあるが紹介したい。

〔史料３〕

（文久３年）
三月晦日

一、今日、御定日二付、昼四半前、御居間書院江 御出、重而御用番被 罷出退去、自分義も一集被 召候旨二付、
（本多政均）
播磨守与相同じ罷出候处、左之御親翰被渡下、委曲同様御趣意被為 仰聞、江戸表之 御守殿八広過候間、和田
倉御広式杯程二而も可宜思召候間、金谷御広式御建出二相成候共、御地面も可書之哉二 思召候旨等 御意有之
二付、猶更士佐守等江も申談、追而御請可奉申上、御家老中江八如何可有御座哉与相伺候所、先各切二而申合可
申上旨御意有之、応及御請退出之事、

此度奥方此表へ被参候处、各二も粗承知之通、二之丸広式向八奥口共手せまく至極二付、口向之義八今般補理
申付候得共、奥向之義八其方々々二而甚間支二も有之故、松之間等取込、猶又上臈等之部屋方茂指支、是八只
今迄奥向部屋々々不残明ケ渡可申候得共、公義人之義、是迄自由二暮候部屋より見候へ八、雲泥之違与申与申
二候得者、嘸不服二可有之中分る以下八弥以唯敷可申立、其上当分之事二候へ八、如何共申諭方も可有之、又
面々二も堪忍心も可生哉二候へ共、部之なき事与見込候へ八種々雑題申出、往々面倒出来八必然与存候、且又
此方逆も奥向之座敷八悉皆 御守殿江相渡、漸々奥之間与申而八十畳二七畳計之次有之一間る外無之、役女等
之詰番与申も廊下等二屏風囲ひ杯二而席々を設ケ為相済申族部屋々々逆も表向楽屋、是迄諸役处等二相成居申
場处并稽古所取込、漸二相并申義、又表向逆も各之席を始役处々々指支勝二可有之、畢竟加様之姿二而永八参
り可申共不被存候、右等之次第二而自分手前及ひ女共之義八如何共致し相暮可申候得共、兎角御守殿女中之義
八公義人、中々六ヶ敷意味合有之もの二而終二不平を生し候而八第一間柄二茂指障、仮初之事る大害も出来可
申歟、家斉て国治ル之道理二候へ八、甚心配、寝食茂不安存候、就而八別二御守殿造営之事二相成候へ八、前
条之懸念筋二無之与存候、夫二付、上意前各迄入披見候三ヶ条之内二申入、致仕之義一旦其覚悟二而申出候事
二候へ八、今更再指止り申了簡も無之、其上筑前守も追々年齢も長シ申義、いつ迄部屋住二罷在候様二而八気
合茂屈シ、却而不為哉二存候、旁此度来穩之帰国二候へ八、速二国政可相譲处、存之外、今般英国軍艦横浜表
江渡来、已二可開兵端二付、俄之御暇与相成候族、爰二おゐて致仕杯申立候而八専ラ時務二恐怖之□二も相当
り、実二□し候之世評二預り候而八心外、殊更当家之 我名二拘り候而八不相成義、申迄も無之候、其上先
達而家中一統江申出候、文中唯今二も一戦快可致覚悟与申所江も相触レ可申歟、彼是不肖之我等可否弁急候、
併前件御守殿向之次第柄も有之事、予も五旬も過候義、且八筑前守義八奥方本腹之義二も候へ八、何廉御守殿
江之意味合等茂有之事、旁今度国務相譲申度、左候へ八、此方致仕之上八金谷居住同处二御守殿造営いたし可
申候、乍然本郷之様手広二八逆茂出来不申候へ共、是迄之御守殿八余り広過申義、江戸表丸之内外之御住居向
相考候へ八、左而已手広之義も無之様存候、尤只今急二普請二も及不申、不遠御守殿別二造営与申義さへ申出
置候得者、夫二而たとへ不服申立候共、幾重二も申諭、穩便二治置申度候、指当候处八金谷在来之建物之尽二
而引移不指支事与存候か、将又我等先年一通脚氣重症九死一生二候处、不□本服八いたし候へ共、足先之麻
痺八今以全治シ不申、乍去平生向八格別替も無之二付、外見る八人並二も相見候故歟、其以来八透与全快杯与
心得候へ二も不少哉二存候へ共、自分へ取りて八常人同様二而無之处、最早定命手も過候へ八、弥増筋骨等も
つまり屈伸不自由を覚へ手二相増人しらす深心配之筋共不少候、是等之趣申入候条、前件之次第柄得与勘考先
つ各切二而申合之、否委曲承度候事、

〔史料4〕

(4月)

同 十七日

一、外御用二而御用番御用之間江被召候節、左之御親翰被渡下、御家老中^ゑ了簡之趣申上候二付、重而此 御親翰直二被渡下候処、何茂此上存寄も無御座旨申上候間、為心得拝見被 仰付候旨二而、御渡二付、応及御請退去、何茂拝戴之上、如例箱江入認以 御近習頭返上有之候事、

此度致仕等一件二付、其方共了簡人別申聞、夫々令承知候、少々之違八有之候得共、大同小異二付、合 - 一集二致左二申入候、隠居・家督之義八品重き事二而、譬及高ね候通も一往指留申義八臣下之情左も可有之義奇特之至二存候、併決心申出候上八、私を離レ、公来之心を以今一篇思慮有之度事二候、今度申出候御守殿不服等之義八於其方共八全ク手狭等^ゑして之事与存候様子二相聞江候、聊手狭を主二申出候訳二八無之、譬將軍家之姫君御方二有之共、一旦妻女二被成下上八恐れ申筋八無之、殊二引移之砌代々之妻女同様心得可申旨等之被 仰渡下も有之義、乍去、於当家八並々之妻女の如ク二八不相成、対 公迎不敬又八不自由等之義有之候而八不相濟事二候、夫故二之丸建広ケ可申地所無之二付、不得止事、表向取囲二漸二并申族二而、是八甚不好事二候、奥方之為二表向之間処を奥向之用二立候而八俗^{メロ}二女郎張り^{メロ}与申もの二而所謂牝鳥之晨二候故、如何共表向之方を取込申八不好義二候処、只今之困ひ方二而手狭二候八、猶も表向之間所困込申様二との義八不相当、弥以御守殿附之女共江為驕申致方二而不可然候、如何二表向間広二取込候通も仮住居与申もの二而□なき時八広狭二不拘、不服申立候事故、其趣意申入候処、其方共少し而会得参不申哉二存候、又普請等之儀、時節柄入費を厭不申出哉杯与之義も不穩、元^{メロ}筋合之立候事二候へ八、入費之遠慮もいたし不申事二候、二ノ丸八何レも如承知建広ケ可申場処も無之、当時之奥向取込建直し候者、夫二而地処出来申もの二而も無之候、本丸等住居之心附も有之候へ共、此義八先年何廉之折故、丹後守江尋見申事有之、所詮六ヶ敷趣等同人申聞候事も有之、其上、何歟指支之筋共も有之事二候、然し、公迎書上之城図二八本丸を芳春院丸、松坂を玉泉院丸与誤指出置申事二候へ共、是八往昔之義、其上御狩身之御住居二候へ八、可也并し候哉与存候、竹沢・金谷等之義八当主之居所二八六ヶ敷、二ノ丸焼失与歟非常二なくて八不相成事与存候、予二之丸二居、奥方迄別郭住居与申茂先以如何なる義、所詮致仕之上ならて八金谷之住居八難相成事二候、又筑前守政事向又八示談等之事茂并へ兼候、相談見習与相成候而八弥以部屋住も永き□且八予も隠居を嫌申様二茂相当り、彼是不可然候、偕亦我等老煤此迄政事久々手馴候事、方今之時務与申、今暫杯与申義も一理有之様二候へ共、当時之形成いつ迄見合穩二可相成との見込八於其方共茂有之間敷、左候得八、□なき事二而無際限義二存候、将又只今国政相譲り候而八、是迄之仕向改申様二而手崩れ二も可相成、諸役を始町在迄も心服如何等之義八甚不束之義、其為補佐之臣有之義、筑前守心得違等之義八年寄共并其方共二幾重共可致諫言義、是執政之職分与存候、我等在世二候間、彼是も立候へ共、没し候与存候へ八、論なき事二候、然処致仕二候得八、存命丈ケ宜敷歟、筑前守不行届義八心得方等乍不及教諭いたし可申候、将又松雲公之例杯申候へ共、是八人々之質二而、論し可申義乍恐 松雲公八御三歳より之御家督二而、殊二御齡茂八旬余二被為成、御健質故、御晩年迄御治世被為執候事、偏二御秀才御學問も被為在、文武兼備之御義二候へ八、三州之政事杯八御苦勞も薄き□二付、□御長寿与奉恐察事二候、右二我等を引当候而八、誠二恐怖之至赤面之事二而不学文盲□□短才、殊更能濟之上八尚以不得手且八定□も過候事、加之二先年之大病後足部等次第二不自由二而武術も懈怠勝之義、藩中之人望も粗、筑前守江歸し居可申哉二も存候、町在二至而八懸味之者多候故、代替杯之義八不好哉二候へ共、是八因□共可申、且又其方共之内二も只今致仕候而八時務二恐怖等之世評可有之哉与之見込之者もあり、又其懸念八無之事との見込之者も有之事、何レ未然之義二候へ共、此時節引込候八、善惡八如何あれ、世評を受不申事八有之間敷候、名利八兎も角も此方一分之惡評二候へ八、尤請覚悟二候、前件之意味得与思慮も□く、不束に致仕を止メ候而八姑息

二茂可相当歟、今度京師表首尾能相済、帰国之上八、功成り名遂て身退候与申義、此辺之事与存候間、此処無類之機会与存候、扨又家も五旬二及ひ候ハ、隱居之義八昨今之事二八曾而無之、幼年家督之砌^ゑ之心願幸二嫡子も出生、弥以其念慮二有之処、近来異船一件殊二此両三年弥増不穩二付、其番二而致仕申出候事も如何、一日々々見合扣居申内□切迫与相成候へ共、当時二而八追々年も行、且八此末十年を待共、来穩無覚束二付、いつまで与申□なき事旁今度決心申出候事二候、

どちらも「御用方手留附録」所収のもので、〔史料3〕は文久3年3月晦日の〔史料4〕は4月17日条である。「御用方手留」は、金沢城代を勤めた奥村栄通の日記・記録で、「目録」、「本文」、「附録」で構成されている。これらは金沢市立玉川図書館奥村文庫に栄通自筆の原本が残され、写本が同館加越能文庫に残されている。このうち「目録」は、内容について、項目立てしているもので、「附録」は、藩主と藩士たちの間で交わされた往復書簡等が収められている。ただし、引用した上記は、原本が残されていない部分であり、加越能文庫の写本に拠っている。

両者は溶姫入国直前のものである。〔史料3〕では、栄通が斉泰の「御親翰」を拝領し、その「御親翰」に対して意見を求められたもので、「御親翰」部分を抜き出したものである。〔史料4〕も同様のものであるが、家老たちの意見を徴したうえで斉泰がその考えを示したものである。

双方とも斉泰の正直な心情を吐露したものであり、興味深い内容となっている。

②斉泰の心情

まず、〔史料3〕によれば、斉泰は、文久3年当時、脚気の容子が思わしくない状況であったことがわかる。以前、九死に一生を得る状況で、その後回復はしたものの、足先の麻痺も全治していない状況であった。とくに天保13年5、6月頃に藩医等より薬を処方されており⁽²⁷⁾、九死に一生を得たとは、そのときのものをさすものであろうか。とすれば、20年以上完治していないことになる。こうした体調の問題、そして齢五旬、すなわち50歳を越え（文久3年当時53歳）、筑前守＝世子慶寧も成長したので（文久3年当時34歳）、家督を相続させ、自分は隠居するつもりだったという。しかし、英国軍艦の神奈川渡来、それにともなう溶姫下国という環境下で国政を今譲ることには躊躇されたというのである。

さて、この斉泰の「御親翰」より、溶姫の下国にあたっては、いくつかの課題があったことが見て取れる。そのなかの1つが金沢城広式の広さであった。江戸本郷の前田家上屋敷に存した「御守殿」と比較すると、斉泰からみれば女性たちの生活空間は広過ぎるのであった。斉泰同母の妹厚姫が嫁した会津藩の屋敷「和田倉御広式」程度の広さが丁度よいという。「公義人之義、是迄自由二暮候部屋より見候へハ、雲泥之違与申もの二候得者」などとあるように、本郷の「御守殿」の広さが当たり前になっていて、十分な「地所」のない金沢城とは「雲泥の差」という状態であって、溶姫の下国に際しては、このような点が課題となり、工夫が求められたのである。後述のように、溶姫1人が来るのではなく、溶姫付の女性達も多く同行しているのであるから、むしろ余計に気がかりとなったというのである。斉泰は、この女性たちに手を焼いていたようで、「御守殿女中之義八公義人、中々六ヶ敷」などとあるように、溶姫自身というよりは、むしろ「公義人」、すなわち、幕府の「御威光」を背負っている溶姫附の女性達が不満を申し立てる恐れがあるとともに、斉泰が幕府との関係にそのことに心を砕いている様子が伺える。

そうしたこともあってか、狭い「地所」で溶姫を迎え、彼女が金沢城広式に住居を構えるに際しては、「口向」の補理を行うとともに、斉泰自身も「奥向之座敷」を溶姫に差し出し、表向きのエリアを女性のための生活空間にとりこもうとしたのである。

〔史料4〕でも〔史料3〕同様、溶姫の居所について苦慮する斉泰の姿が伺える。奥方のため表向の箇所を奥向きに組み替えるのを俗に「女郎張り」と呼び、決して好まれるものではなかった。新たに二ノ丸御殿で建て直すこともできず、金谷・竹沢などで住まいを新築できる状態ではなかった。もともと、御殿のうち、御居間廻りも広式（奥向）も狭いことから、かねてから本丸などへ移すことも斉泰は考えていたようであり、栄通には先々代にあたり、金沢城代であった奥村栄実（1792～1843）に尋ねたことがあったという。栄実からは難しいとの返答であったという。

広さという面で金谷や竹沢にという考えもないではなかったが、この両者は隠居所という意識が斉泰のなかにも強く印象付けられており、これは却下せざるを得なかった。また、自分は二ノ丸、溶姫が別郭という考え方もできるが、それも現実的ではないと結論づけている。

こうして、斉泰は、溶姫の居所について、熟考のうえ、狭いながらも二ノ丸御殿内に「御守殿」を設置することにしたのである。

〔史料3〕〔史料4〕の文面にもあるように、斉泰は自らの部屋の一部を溶姫に提供し、「補理」を行いつつ、城内の表向のエリアまで、女性たちの空間とすることで、御附の人々の批判をかわそうとした様子がうかがえる。表向の部屋も女性たちの生活空間に取り込んだことは、赤井伝右衛門や松平康正、奥村栄通も記している。

〔史料5〕

二ノ御丸御広式御奥、姫君様御住居所二相成候二付而八、余程之御模様、中納言様御居間向等、不残御守殿江被成進、御表松之間・唐子之御間・牡丹之間・表御舞台・御楽屋等、御広式江御取込、中奥御広式ト相成、是迄之二之御広式八御守殿ト相成、不一形御混雑ナリ、御模様等中納言様御直命ナリ、御補理方御絵図等御直被遊候而、予江御渡シナリ、（「見聞袋群斗記草稿」2）

〔史料6〕

今般 姫君様御国江被為 入候二付、松之間より萩ノ間辺御次江御取込二相成、今日^ら席檜ノ間二相建候、
（加越能文庫「松平康正公私日記」文久3年3月晦日条）

〔史料7〕

一、来月三日、 姫君様江戸表 御発輿、同廿七日二御丸御広式江被為入候二付、松之間等御取込、御補理二相成候二付、今日より表方席先年之通檜垣之間二相建、其外席二も御城方・御附方・学校方八実検之間之内三囲二相成、海防方八芙蓉之間後口、勝手方八柳之間、留書所続二候、右八御城方二而御横目等僉義伺之上二候事、
（奥村文庫「御用方手留」文久3年3月晦日条）

〔史料5〕によると、斉泰＝中納言様の直接の命により、その御居間等を溶姫に提供したこと、従来の御広式と称していた部分が「御守殿」エリアとして機能するようになり、新たに取り込んだ表向きのエリア、すなわち、松の間・唐子の間、牡丹の間、表舞台・楽屋を広式として取り込み、「中奥広式」と称したことが記される。

〔史料6〕は、元治元年、慶寧退京の責を取らされ、自害を命ぜられた松平康正（大弐）の日記である。これは、前田家編輯方による写本ではあるが、康正自筆のものの写本であると朱書きされる。これによると、松ノ間から萩ノ間のあたりが女性達の「御次」として取り込まれたのだとし、家老としての席が「檜ノ間」になったとしている。「檜ノ間」は「檜垣ノ間」の誤りであろう。

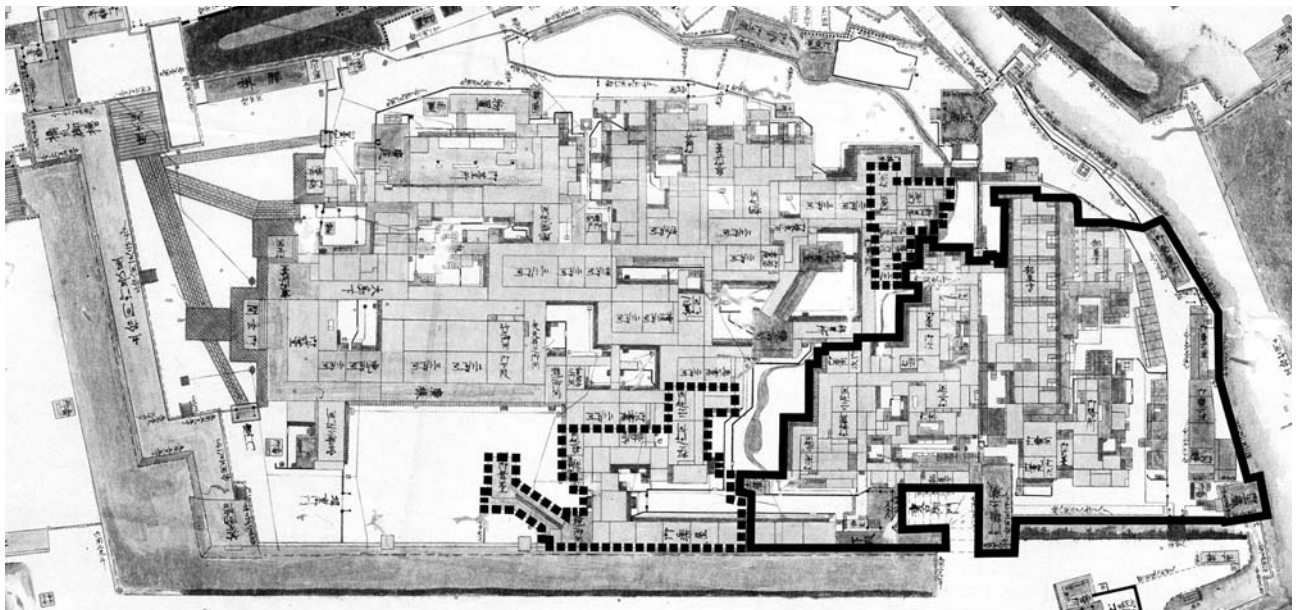
本来、表向は、諸儀礼がおこなわれ、登城した藩士の詰場所や執務を行う空間であり、とくに、藩主が在国している年の元日の儀礼が厳粛に行われるエリアであった。あわせて、領内外からの客人の

接待の場であり、藩士たちにとってみると、家督相続や加増の申し渡しなど人生儀礼のうえで欠かせないエリアでもあった。そうした表部分の一部が広式として女性達の生活空間となってしまうと、そうした役割を行う代替の部屋が必要となった。

〔史料7〕は前掲「御用方手留」にみえる内容である。ここにみえるのは、おそらく年寄が関わる部屋の機能のこととみられるが、

表方席	檜垣の間
御城方・御附方・学校方	実検の間
海防方	芙蓉の間後ろ
勝手方	柳の間、留書所続き

とあるように、溶姫をはじめとする女性達の生活空間は、表能舞台や御楽屋などをはじめ、御殿の実に3割ないし4割となったことで、儀礼等の空間としての表向の場は圧迫され、縮小を余儀なくされた。それにともない、各部屋の機能も変更された。下の図は、横山隆昭氏蔵「御城中壱分碁絵図」をベースに、前田育徳会蔵「御城内外御建物図 御広式廻」にみえる奥向の範囲を実線で示したうえ、能舞台や楽屋、松の間そして、斉泰の「御居間」を取り込んだという記述に基づき、文久3年の金沢城の「御守殿」等女性たちの空間を破線で推測してみた。斉泰の「御居間」すなわち「奥向之座敷」をどこに比定すべきかなど細かいところで今後検討すべき点もあり、少し広く想定はしたが1つのメルクマールにはなりえよう。概していかに大きなエリアが新たに女性たちの生活空間として取り入れられたかが分かるであろう。



文久3年の女性達の生活空間（横山隆昭氏蔵「御城中壱分碁絵図」に加筆）

おわりに

文久2年の参勤交代制度緩和政策によって、藩主正室の領国下向が認められ、加賀藩では、斉泰正室溶姫が初めて加賀に赴くことになった。そのため国許では、その対応に追われた。溶姫の御座所については、金沢城二ノ丸御殿の広式とし、迎え入れるために、表向のエリアや藩主斉泰の御居間をも女性たちの生活空間として充てることで対応しようとした。溶姫の居住空間は、あらためて「御守殿」と称することが触れられた。溶姫に付き従う多くの女性達の生活空間をも確保しなくてはならなかった。こうして、「御守殿」を中心とした女性達の空間は、大きく膨張することになった。

「御守殿」をはじめとする女性たちの空間を設けるにあたっては、大きな普請がおこなわれた形跡は見当たらない。おそらく、従来のものを生かしつつ、最小限手を加えたにすぎないという印象である。

溶姫御国入りにあたっての斉泰の「御親翰」には、溶姫の御座所をどこに設けるべきか、かなり以前から考えていたことがわかるが、一方で幕府を標榜した溶姫御付きの女性たちに気をつかうなど幕府との関係に苦悩する藩主斉泰の姿が浮き彫りにされている。しかし、この政策は、元治元年にもとに戻され、1年半ほど在国した溶姫は、再び江戸に居住することになった。参勤交代の緩和政策が、2, 3年でもとにもどったことで、諸藩とも動揺を隠しきれなかったというが、ますます幕府への信頼と司令塔としての求心力を失うことになったのである⁽²⁸⁾。

[註]

(1) 『続徳川実紀』第四篇 文久2年間8月22日条

(2) 参勤交代の緩和・復活に対しては、岸本寛「安政・文久期の政治改革と諸藩」(『講座明治維新』第2巻 有志社 2011年)などがある。

(3) 野村昭子『赤門は知っている』(叢文社 2007年)、「十三代藩主斉泰公の正室 溶姫の輿入れとその生涯」(『金沢都市民俗文化研究所研究報告書』平成19年度 2008年)

(4) 溶姫のよみについては、国立公文書館所蔵の「江戸幕府日記」(文化10年4月17日条、請求番号160-0136、同館デジタルアーカイブ)によれば、「溶姫様」と仮名がふられているから、小稿では、これに従っておきたい。

(5) 「官私随筆」(『加賀藩史料』第13編 文政10年12月7日条)

(6) 「御用方手留」『加賀藩史料』幕末篇 上編 文久2年9月3日条)

(7) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「諸事留帳」9(請求番号16.41-211) 文久2年9月8日条。なお、「諸事留帳」は、加越能文庫に自筆の原本(請求番号16.41-211)と前田家編輯方による写本(請求番号16.41-212)がある。

(8) 加越能文庫「藤田求馬日記」(請求番号16.42-71)

(9) 畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』(岩波書店 2009年)。加越能文庫には、在国する溶姫が、外出する際に想定した帳面が残されているが(「姫君様御城外へ御出之節御行列帳」請求番号16.15-112)、それによれば、実際溶姫が外出する場合には、御用人衆・御用達衆、御家老はじめ、御手廻や割場付小者にいたる記す約200人の行列をしたてていくことになっていたようである。参勤交代の行列を彷彿とさせるものであった。なお溶姫は、元治元年白山の参詣を行っているが、こうした行列で赴いたかは未検討である。

(10) 加越能文庫「姫君様御供一件」(請求番号16.15-106)

(11) 前掲加越能文庫「諸事留帳」10(請求番号16.41-211)、加越能文庫「鈔録合集」38(請求番号16.28-98) 文久3年3月14日条

(12) 「溶姫君様御引越二付加賀中納言拝金願」(国立公文書館蔵「御勝手帳」請求番号181-0100、同館デジタルアーカイブによる)

(13) 加越能文庫「姫君様御着輿之節御供落シ絵図」(請求番号16.15-110)のうちの1枚

(14) 畑氏前掲書

(15) 「姫君様御入国四品帳并御道中等」(加越能文庫 請求番号16.15-107)

(16) 「御用方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻、文久3年3月19日条)

(17) 「御用方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻、文久3年3月22日条)

(18) 『国史大辞典』 ごしゅでん項 村井益男氏執筆

(19) 「続徳川実紀」、「御用方手留」、「御家老方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻 安政3年2月2日条)

(20) 畑氏前掲書

(21) 「御用方手留」(『加賀藩史料』幕末篇 上巻 安政3年2月2日条)

(22) 加越能文庫架蔵 請求番号は16.38-2

(23) 加越能文庫「先祖由緒并一類付帳」

(24) 「見聞袋群斗記」(『加賀藩史料』幕末篇 上巻 文久3年4月23日条)

(25) 加越能文庫「岡部御用留」29(請求番号 16.63-101)

(26) 『加賀藩史料』藩末篇上巻 元治元年3月19日に所収される。

(27) 池田仁子氏のご教示による。本誌「近世後期加賀藩の医者と金沢城内での医療」参照。

(28) 山本博文『参勤交代』(講談社現代新書 1998年)、丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館 2007年)

表 溶姫下向に付き従った人々

☆加越能文庫「姫君様御入国四品帳并御道中触等」(請求番号16.15-107)による。なお、ゴチック*印は、畑論文と重複する人物を示す。

a. 溶姫下国に従った加賀藩士		
職名		人名
	御守殿御用人	横山蔵人
		沢田与三右衛門
御道中奉行相兼		小竹千左衛門
	御先手物頭	富田矢次兵衛
御道中奉行并御行列奉行相兼	物頭兼間番	生駒権兵衛
	御番頭	河合斎宮
	御横目	大地新八郎
	会所奉行	玉川良之助
	割場奉行	深尾織之助
	御用達	中泉七左衛門
	御用達	松波忠左衛門
		青山弥太郎
	御用達加入	清水良之助
		蜂谷長左衛門
		渡辺勘三郎
		小沢玄左衛門
	御守殿番	芝山松三郎
		高崎久之助
		渡辺久米太郎
		松田友蔵
	同加入	井上多門
		中良左衛門
	御大小将	浅香辰三郎
宿割并御宿拵相兼		神戸金三郎
	同	岡嶋甚七
		吉野善八郎
		堀勘太郎
		岡島豊之進
		大島鍋吉
		稲葉助五郎
歩御供拾貳人		岡田永次郎
		服部貞之進
		真田左近
		戸田雄太郎
	同加入	神戸直次郎
		中村善左衛門
	御馬医	佐野清太夫
	街医者	藤井方朔
		大津道順
		吉田淳庵
	新番	坪内与三之介
	同御雇	沢田久米五郎
		中弥太郎
歩御供六人	年寄中席執筆、御算用者新番代相兼	高橋莊兵衛
		小川玄之作
	新番代御算用者	永井幾次郎
	御附御用人衆執筆役、算用者小頭並	宇野洪平
	同御算用者	中村右平
		高橋音三郎
	馬渡所御用方与力	杉江伝兵衛
御筒押手先相兼		高橋重三郎
	御歩横目	大津玄吉郎平
	同加入	勝尾是太郎
	御先供御歩	清水丈太郎
		五十嵐良次郎
		舟木治三郎
		安田儀一
		長谷川直次郎
	同加入	木島建六
		山岸鍋吉
		白井覚太郎
	御鎖口番	利倉新助
		大場右左衛門
		松井辰丞

b. 溶姫下国に従った幕臣・女性たち		
役職		公儀人名
御用人		石尾秀四郎
御用人		波多野鍋之助
御ヒ御医師		津軽良春院老
御用達		岡村金之助
御医師		吉田玄琇老
御用達手伝添番独御侍(御先へ発足)		武井莊三郎
侍(女中附添)		富山木大夫
侍(女中附添)		小野貞次郎
		杉江利左衛門
		高橋鏖太郎
		大岡斧太郎
女中衆	上臈年寄	岩倉*
	御年寄	浜山*
		磯山*
	中年寄	榎浦*
		薦山*
		富川
	御中臈	おさや
		おちせ
		おあ井*
		おわか*
		おミわ
		おりう
	御小姓	おこや
	表使	亀野*
		豊田*
		綾瀬
	御右筆	おしめ
		おとせ
		おやま
	御次	おいま
		おりか
		おこさ
		おいろ*
		おちま
		おとい
	呉服之間	おたい*
		おふゆ
	御三之間	おかゐ*
		おかせ*
		おもせ
		おくの
		おさく
	御末頭	おいく*
		おいせ*
	御使番頭	ぶき
	御中居	梅や
		碓
	御使番	八重垣*
		空蟬*
	小間遣介	さか木
	御半下	芝舟*
		軒橋
		紅梅*
		夕宵
		梅ヶ枝*
		柳*
		蓮
		浦風
		寿*
		山吹
		八重きり
		小萩
		瀧川
		ちとせ
		勝次

(次頁に続く)

		村田鑑五郎
		石橋宗次郎
		中野純左衛門
		山崎伝太郎
		中村安太郎
		加藤与三次郎
		鈴木喜十郎
		杉本安太郎
	同加入	石浦謙之助
		吉竹次郎左衛門
	御幕才許	沖波治
	御供小払、御算用者	宇野左太郎
		吉本弥太郎
	江戸御広式、御鎖口番	井上鍛左衛門
	御料理人	山内五左衛門
		青木新三郎
		大場勇次郎
		吉田六三郎
	坊主小頭並	高村久清

※翻刻史料中、現在に照らし合わせて卑称・賤称かと思われる箇所があるが、小稿では原史料の通り掲載している。それは歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。